

事例番号:370163

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 36 週 5 日 「胎動が少ない」と妊産婦の発言あり

妊娠 37 週 0 日 胎動消失を自覚

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 1 日

11:42 胎動消失のため搬送元分娩機関を受診

12:53 超音波断層法で胎児心拍数 60-80 拍/分台

13:32 胎児機能不全のため当該分娩機関に母体搬送され入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 1 日

13:35- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 105 拍/分の徐脈、基線細変動の減少、一過性頻脈の消失を認める

13:54 胎児機能不全のため帝王切開で児娩出

分娩当日 血液検査で AFP 2960ng/mL

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査(6 ヶ月後に再検討)で胎盤内絨毛癌として矛盾しない所見を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 1 日

(2) 出生時体重:2500g 台

(3) 臍帯血ガス分析:pH 6.92、BE -14.4mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分1点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、血液ガス分析でヘモグロビン2.0g/dL、ヘマトクリット6.8%

(7) 頭部画像所見:

生後19日 頭部MRIで低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医1名

看護スタッフ:看護師1名

<当該分娩機関>

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医2名、麻酔科医2名

看護スタッフ:助産師4名、看護師4名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児母体間輸血症候群による胎児の重症貧血によって循環障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。

(2) 胎盤内絨毛癌が胎児母体間輸血症候群の原因となった可能性がある。

(3) 胎児母体間輸血症候群の発症時期は、妊娠36週5日頃またはその少し前であると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 妊娠35週5日までの管理は一般的である。

(2) 搬送元分娩機関の「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、妊娠

36週5日の妊婦健診時、妊産婦から胎動が少ないと思っていると発言があり、同日に羊水量および臍帯の血流の観察を行ったことは一般的であるが、その訴えを妊娠37週1日の診療録に記載していること、また、観察の結果および評価を診療録に記載していないことは、いずれも一般的ではない。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 妊娠37週1日、妊産婦からの電話連絡への対応(胎動消失の訴えに対し来院を指示)は一般的である。
- イ. 妊娠37週1日、搬送元分娩機関受診時の超音波断層法で胎児心拍数60-80拍/分が認められ、胎児機能不全と診断し当該分娩機関への母体搬送を決定したこと、また、母体への酸素投与を開始したうえで搬送したことは、いずれも一般的である。

(2) 当該分娩機関

- ア. 入院時の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法、母体への酸素投与継続)は一般的である。
- イ. 胎児心拍数陣痛図の判読(胎児心拍数基線100拍/分、基線細変動減少が認められ、一過性頻脈は認められない)は一般的である。
- ウ. 胎児機能不全の適応で緊急帝王切開を決定したことは一般的である。
- エ. 帝王切開決定から21分後に児を娩出したことは一般的である。
- オ. 胎児母体間輸血症候群の可能性があり、A医療機関NICUから依頼を受け、妊産婦の血液検査(AFP、胎児ヘモグロビン)を実施したことは一般的である。
- カ. 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、アドレナリン注射液投与、ドパミン塩酸塩注射液投与)は一般的である。
- (2) 重症新生児仮死で低体温療法等の治療の必要性があると判断し、A医療機関NICUに新生児搬送としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

観察した内容、判断、妊産婦の訴えやそれに基づく対応などを詳細に診療録に随時記載することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児母体間輸血症候群の発症について、その病態、原因、リスク因子の解明が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。